

(1) 感染が拡大している時の対応

家庭における対応

- ア．帰宅後すぐの手洗い・うがいの習慣化
- イ．保温・保湿（50～60％）・換気などの部屋の管理
- ウ．バランスの取れた食事、十分な睡眠、規則正しい生活、ストレスの解消
- エ．体調が優れないときの検温の習慣化
- オ．登校前の検温
- カ．不要不急の大規模集会などへの参加や不特定多数の集まる場所への外出をできるだけ控え、やむを得ず外出する際はできるだけマスクを着用する
- キ．発熱した際は直ちに病院等の受診
（インフルエンザと診断された場合は直ちに学校へ連絡）
- ク．本人及び家族が感染したことが確認された時は学校へ直ちに連絡する
（本人が感染していなくても家族が感染した時点で、学校医・保健福祉事務所等と相談し濃厚接触者として扱い、登校を停止することがある）
- ケ．感染者及びインフルエンザ様症状を示す者は、保健福祉事務所の外出自粛の要請に対応し7日間出席を停止する

学校における対応

- ア．登校後・学校外教育活動後などにおける手洗い・うがいの習慣化
- イ．学級における毎朝の健康観察(ホームルーム時)・・・生徒の出欠状況を教務室へ連絡
- ウ．基礎疾患を持つ生徒を把握し、特に注意深く健康観察を行う
- エ．保温・保湿（50～60％）・換気など、教室・職員室等の管理
- オ．全校・学年集会、部活動、会議等の制限・自粛
- カ．体調のすぐれない生徒への検温の指示（保健室で）
- キ．家族のインフルエンザ様症状の有無の確認
- ク．咳をしている生徒へのマスク着用の徹底・・・（全生徒にマスクを持参するように指示し、希望があればマスクを配布する 使用マスクの取り外し時の注意とマスクの処理の徹底・・・廃棄場所を指定（保健室））
- ケ．手洗い場には石鹸を常備し、トイレを清潔にする
- コ．学校職員の健康観察、会議等への参加の際マスクの着用を促す

(2) 感染が疑われる症状のみられる生徒への対応

発熱のある生徒の一時的隔離（必ず家庭連絡）

- ア．教室で生徒から訴えがある場合
保健室へ連れて行き検温し、発熱がある場合は直ちに病院等の受診をさせる
 - イ．保健室へ訴えてきた場合
生徒が保健室にいる場合は、訴えのある生徒を入室させる前に、他の生徒を保健室から退室させ、他の生徒との接触を避ける。検温後発熱が確認された場合は、直ちに病院等の受診をさせる
- 訴えのある生徒への対応
- ア．マスクを着用させる
 - イ．訴えのある生徒が使用したマスク・ティッシュペーパーなどは、ふた付きのゴミ箱（ない場合はビニール袋に入れてゴミ箱）に捨てるよう指導する
 - ウ．検温や呼吸器症状その他の身体症状を観察し感染が疑われる場合は、保護者に対して、病院等への受診を依頼する。また、その結果を学校へ報告する（学校職員も同様）